

令和7年度

今治保健所運営協議会資料



日時：令和7年12月3日（水）

15:30～16:30

場所：東予地方局今治支局

4階 大会議室

今 治 保 健 所

今治保健所運営協議会 委員名簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
市町代表者	今治市長	徳永 繁樹	
	上島町長	上村 俊之	
関係行政機関 代表者	今治警察署長	村上 隆文	
	今治市消防本部消防長	松木 洋明	
医療関係団体 代表者	今治市医師会長	木本 眞	
	今治市歯科医師会長	大岡 俊夫	
	愛媛県薬剤師会今治支部長	岡本 ひとみ	
	愛媛県看護協会会員 (済生会今治病院看護部長)	宮嶋 優里	
医療施設 代表者	愛媛県立今治病院長	川上 秀生	
学校代表者	今治市学校保健会長 (今治市立北郷中学校長)	田窪 直樹	
社会福祉施設 代表者	社会福祉法人 今治市社会福祉協 議会長	松田 敏彦	
事業場代表者	今治商工会議所女性会長	村上 ひかる	
	今治地区食品衛生協会会長	卜部 圭司	
学識経験者 その他	今治市連合婦人会長	村上 恵子	
	今治市食生活改善推進協議会長	別府 明美	
	今治市越智郡地域家族会 来島家族の会 会長	村上 哲宣	
		16名	

今治保健所の概況及び主要事業について

課名	項目	ページ
企画課	企画課の業務概要について	3
	医療機関への立入検査及び患者の声相談コーナーについて	5
健康増進課	健康増進課の所管業務	14
	高血圧予防の取組について	15
	若年層の自殺対策について	19
生活衛生課	生活衛生課の所管業務	23
	人と動物の共生推進事業について	24
	食の安全・安心対策について	28
環境保全課	環境保全課の所管業務	32
	環境保全と廃棄物対策について	32

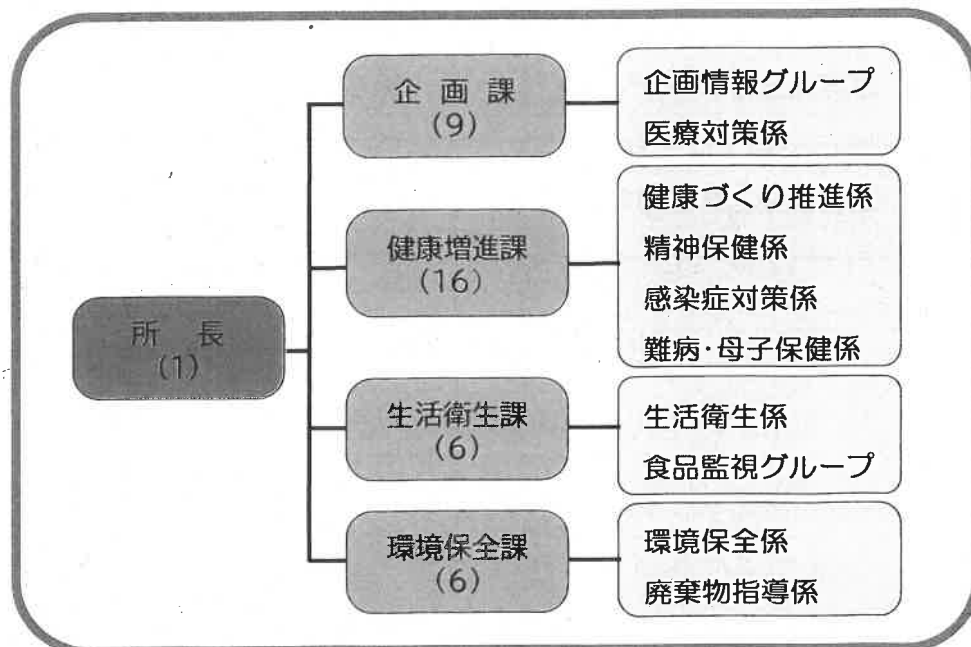
今治保健所 企画課の業務概要 について



令和7年度今治保健所運営協議会（令和7年12月3日）

1

今治保健所の組織



2

職種別職員配置状況

(企画課に所長含む) 令和 7年4月1日現在

職 種	現 員	企画課	健康増進課	生活衛生課	環境保全課
医 師	1	1			
獣 医 師	1			1	
薬 剤 師	8	3		4	1
診療放射技師	1	1			
保 健 師	1 2	1	1 1		
管理栄養士	2		2		
臨床検査技師	1		1		
歯科衛生士	1		1		
化 学	3				3
衛生監視員	1			1	
事 務	7	4	1		2
合 計	38	10	16	6	6

3

企画課の業務

○企画情報グループ

- 1 予算・決算に関すること
- 2 庶務に関すること
- 3 保健所運営協議会に関すること
- 4 健康危機管理に関すること
- 5 医療・保健・福祉の連携の推進に関すること
- 6 地域保健関係職員の研修の企画・調整に関すること
- 7 学生実習に関すること
- 8 人口動態統計その他の保健統計に関すること

○医療対策係

- 1 医療法・医療相談に関すること
- 2 救急医療に関すること
- 3 地域医療構想に関すること
- 4 災害医療に関すること
- 5 医薬品医療機器等法及び麻薬、毒劇物等に関すること
- 6 薬物乱用防止に関すること
- 7 あん摩マッサージ指圧師等の法に関すること
- 8 医療従事者免許に関すること

4

医療機関への立入検査及び 患者の声相談コーナーについて

今治保健所 企画課

5

本日の内容

- 1 医療法第25条第1項に基づく医療機関への立入検査について
- 2 医療安全支援センター（患者の声相談窓口）について



6

立入検査の根拠・目的

根拠法令

医療法 第25条第1項

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

目的（立入検査要綱より）

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査等により、病院、診療所又は助産所が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院等を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

7

立入検査対象施設及び実施時期

検査対象施設及び実施時期

立入検査対象

医療法に基づくすべての病院、診療所又は助産所

実施時期・頻度

病院	年1回（R7：25／	25施設）
有床診療所	3年に1回（R7：5／	15施設）
無床診療所又は助産所	5年に1回（R7：30／	181施設）

※ ただし、必要があると認めるときは随時実施



8

主な検査項目

主な検査項目

- 病院管理状況
 - ・カルテ、処方箋等の管理、保存
 - ・患者入院状況
 - ・職員の健康管理
- 人員配置の状況
 - ・医師、看護師等について標準数と現員との不足をチェック
- 構造設備、清潔の状況
 - ・診察室、手術室、検査施設等
 - ・院内感染対策、防災対策
- ・届出、許可事項の法令の遵守
- ・医薬品等の管理
- ・安全管理の体制確保 等
- ・給水施設、給食施設等
- ・廃棄物処理、放射線管理 等



立入検査吏員

- 職種は医師、保健師、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師など

9

実施結果

令和7年度における立入検査実施施設（R7.10.31まで）

病院13（年間25施設） 有床診療所5（年間5施設） 無床診療所29（年間30施設）

【指導基準】

- 要改善事項
 - ・医事等関係法令に違反する事項。改善報告を要する。
- 要検討事項
 - ・各種通知やマニュアルに基づく事項で、2回以上同じ指摘が続く事項及び一層の取組みを促す必要がある事項。改善報告を要しない。
- 口頭指導
 - ・各種通知やマニュアルに基づく事項で、前回に指摘がされていない事項。
 - ・現場において直ちに改善される軽微な事項。
 - ・口頭指導についても文書で通知する。

指導・指摘区分	医療機関数	割合
要改善※1	18	38.3 %
要検討※2	8	17.0 %
口頭指導	17	36.2 %
指摘事項なし	4	8.5 %
計	47	100.0 %

- ※1 「要改善」の医療機関数には、「要検討」又は「口頭指導」も含む。
- ※2 「要検討」の医療機関数には、「口頭指導」も含む。

10

指摘事項（要改善）① 医療法の手続き

指摘事例 構造設備の変更に伴う手続きが未申請（無届）（ $n = 7$ ）

＜根拠法令等＞ 医療法第7条4項

＜確認された事例＞

- ・ 処置室、リネン室、シャワー室が倉庫になっていた。
- ・ 施設を増築していた。

指摘事項（要改善）② 放射線の安全管理

指摘事例 診療用放射線の安全利用のための指針が未整備 ($n = 6$)

指摘事例 診療用放射線の安全利用のための研修が未実施 ($n = 5$)

＜根拠法令等＞医療法施行規則第1条の11第1項

＜確認された事例＞

- ・ 診療用放射線の安全利用の指針の未整備や研修の未実施。

11

指摘事項（要検討）③ 給水設備

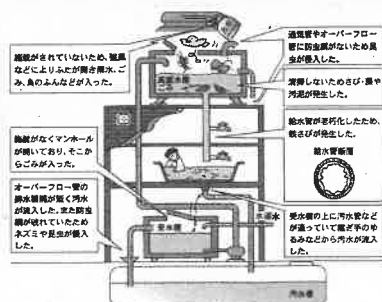
指摘事例 受水槽の水質検査 ($n = 6$)

＜根拠法令等＞

水道法第34条の2、同法施行規則第55、56条)

＜確認された事例＞

- ・年1回の受水槽の清掃はしていたが、水質検査を実施していなかった。
以前契約していた清掃業者は水質検査機関に水質検査を依頼していたが、変更した清掃業者が検査依頼を失念していた。（業者任せになっていた。）



今治市HPより



新居浜市HPより

12

指摘事例（口頭）④ 医療ガスの保守点検

指摘事例 医療ガスの保守点検（ $n=8$ ）

<根拠法令等>

医療法施行規則第16条第1項

「医療ガスの安全管理について」（医政発0817第6号令和2年8月17日厚生労働省異性局長通知）

医療ガスボンベの安全管理に関する留意点（抜粋）

2 医療ガスボンベの保管および使用の方法に関する留意点

（1）保管方法

④ ボンベには、転落、転倒等による衝撃及び容器弁（ボンベバルブ）の損傷を防止する措置を講じること。

<確認された事例>

- ・液体酸素ボンベについて、ボンベ棚へチェーン上下2本がけ等による個別の緩みのない緊縛を含む転倒防止対策が行われていなかった、ボンベ棚自体がないことも。
- ・火気厳禁などの必要な注意喚起、必要な防消火設備の設置がなされていなかった。

<問題点・リスク>

- ・地震等災害時にガスボンベが転倒し、酸素ガス等の医療ガスが利用できない。



チェーンにゆるみがある

厚生労働省HPより

13

本日の内容

1 医療法第25条第1項に基づく医療機関への立入検査について

2 医療安全支援センター（患者の声相談窓口）について



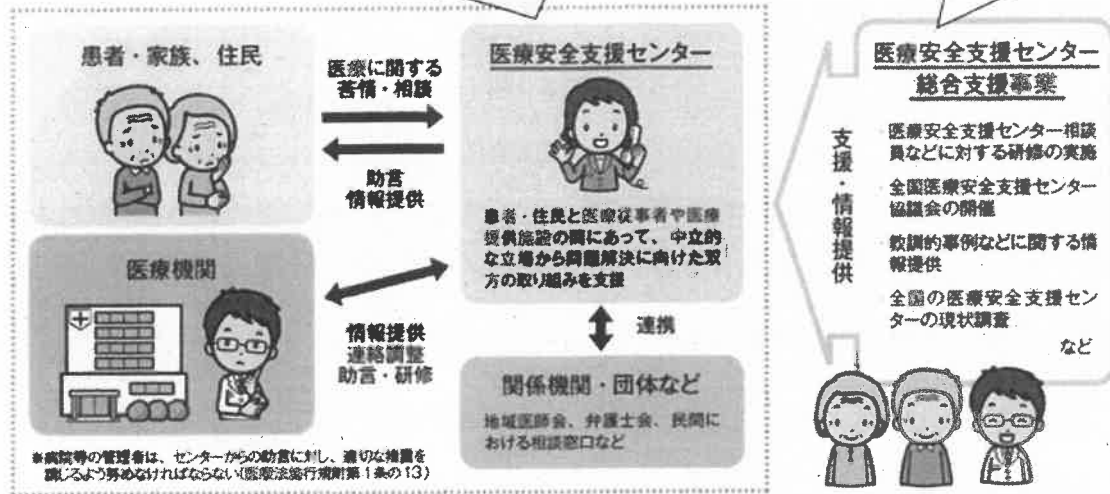
14

医療安全支援センターの概要

<医療安全支援センターとは>

医療法第6条の13に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区により設置され、医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っている。

※国は、医療安全支援センターの運営を円滑に進めるため、医療安全支援センター総合支援事業を実施している。



厚生労働省HP 令和5年度保健師中央会議 参考資料9より

15

医療安全支援センターの根拠、基本方針

根拠法令

医療法 第6条の13 (抜粋)

都道府県等は、第6条の9に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。

- 一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。
- 二 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。
- 三 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。（（リスクマネジメント研修会））
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県等の区域内における医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと。

基本方針

- ① 患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めること。
- ② 患者・住民と医療提供施設との間において、中立的な立場から相談に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること。
- ③ 患者・住民が相談しやすい環境整備に努めること。
- ④ 相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めること。
- ⑤ 地域の医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めること。

センターの業務

- ① 医療に関する患者・住民からの苦情や相談への対応
- ② 医療安全推進協議会の開催
- ③ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- ④ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- ⑤ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
- ⑥ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供
- ⑦ 医療安全施策の普及・啓発

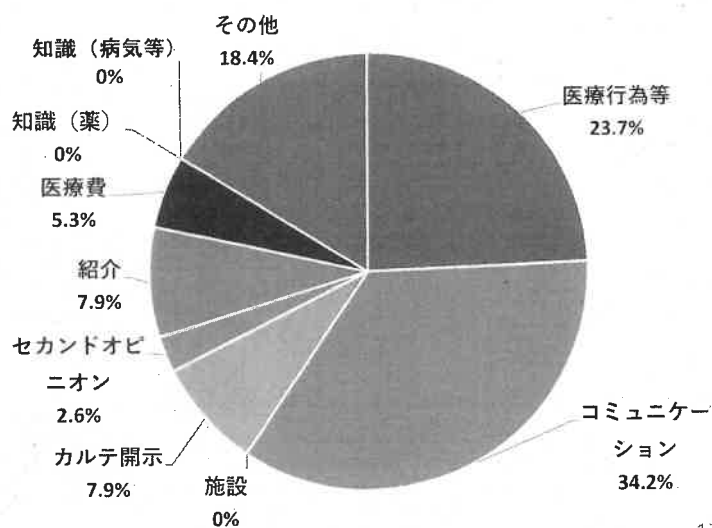
16

患者の声相談窓口 実績（今治保健所）

受付件数 38件（令和7年4月1日～令和7年10月31日）苦情：14件 相談：24件

受付方法 電話：35件、面談：3件（予約あり：1件、予約なし：2件）（平均相談時間 17.05分）

相談内容	件数	割合
医療行為等	9	23.7%
コミュニケーション	13	34.2%
施設	0	0.0%
カルテ開示	3	7.9%
セカンドオピニオン	1	2.6%
紹介	3	7.9%
医療費	2	5.3%
知識（病気等）	0	0.0%
知識（薬）	0	0.0%
その他	7	18.4%



よくある相談事例と対応①（コミュニケーション）

相談事例① コミュニケーション（職員の対応・接遇）

医師や看護師の対応で傷ついた。指導してほしい!!

希望があれば、医療機関に苦情を伝達し、患者との円滑なやり取りを心がけるよう相談窓口から伝えます。



よくある相談事例と対応②（医療行為等）

相談事例② 医療行為等（医療ミス）



病院で治療をしてもらったが、痛みが改善しない。これは医療ミスではないのか？



相談窓口では、医療事故か否かの判断をすることはできません。

医療機関の選択は患者様の自由意志なので、治療を行った病院で改善しないのであれば、他の病院で診てもらうのも1つの手段です。

19

よくある相談事例と対応③（紹介）

相談事例③ 紹介（医療機関の紹介）



評判のいい医者がある病院を教えてほしいんだけど…



相談窓口では、症状に応じた特定の医療機関の紹介は行っておりません。

20

医療相談をうけたら…

相談の対応について

- 相談者の話をよく聞き、整理する。
- 相談者の立場に立ち、理解を示す。
- 相談者の要望を聞く。
- 出来る限り相談者の希望に沿った対応を心がけ、できることとできないことを説明する。
- 医療機関へ連絡を希望する場合は、苦情者の名前について実名と匿名どちらを希望するか必ず確認する。

医療機関への連絡について

- 基本的には話を整理し、相談者から直接医療機関へ連絡してもらう。
- 相談者から医療機関へ相談（苦情）があった旨、伝えてほしいと要望があった場合、保健所から医療機関へ連絡する。
- 相談者からの一方的な意見であることを踏まえた上で中立的な立場で連絡する。
- 医療機関での調査が必要な場合はお願いすることもある。
- 医療機関から相談者へ直接連絡してもらうこともある。
- 医療法上問題がある場合は、改善報告や顛末書を徴収する場合もある。



健康増進課の所管業務

地域保健法 第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

対人保健

保健予防活動

- ・栄養、健康づくり
- ・母子、老人、歯科
- ・精神、難病
- ・感染症

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 3 栄養の改善及び食品衛生
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 9 歯科保健
- 10 精神保健
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進

01.

係の所管業務 健康づくり推進係



- 生涯を通じた健康づくり対策
- がん対策
- 食育の推進
- 健康・栄養調査(国・県)
- 特定給食施設等指導
- 受動喫煙の防止
- 栄養成分表示及び誇大表示の禁止の指導
- 歯科口腔保健対策
- 栄養士免許の事務 等

【健康づくり推進係】
管理栄養士 2名
歯科衛生士 1名

感染症対策係

- 感染症対策
感染症発生動向調査、感染症予防普及啓発
- 結核対策
登録管理、DOTS事業、講演会
- エイズ・特定感染症対策
特定感染症検査、予防啓発
- 肝炎対策
医療費助成、肝炎ウイルス検査
- 危機管理体制整備
新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備、訓練の実施 等

【感染症対策係】
臨床検査技師 1名
保健師 3名

精神保健係

- 精神保健相談・家庭相談
- 措置入院・精神科救急
- 自殺対策
- ひきこもり対策の推進
- 高次脳機能障害支援の普及
- 精神障がい者地域ケア
- 認知症医療体制整備の推進
- 自立支援医療費(精神通院)の事務 等

【精神保健係】
保健師 4名

難病・母子保健係

- 難病対策
医療費助成
難病患者地域ケア
ケアプラン作成、難病患者訪問・相談指導
- 母子保健対策
小児慢性特定疾患医療費助成
不育症検査費用助成事業
生涯を通じた女性の健康支援
ケア会議、家庭訪問・相談指導 等

【難病・母子保健係】
保健師 2名
会計年度任用職員 1名

02

高血圧予防の取組について

1 愛媛県及び今治保健所管内の現状

2 主な取組

- (1) 高血圧予防対策普及啓発イベント
- (2) 愛顔のハート・学び体験
- (3) その他



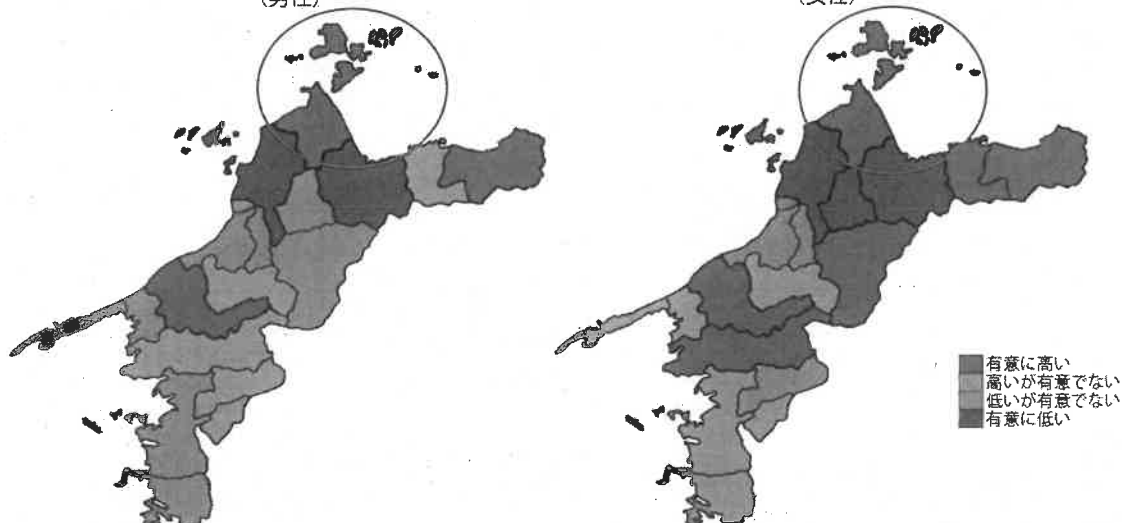
03

愛媛県の高血圧者割合の分布地図 (市町別標準化該当比)

高血圧者の割合の分布地図(県全体を基準=100)

(男性)

(女性)

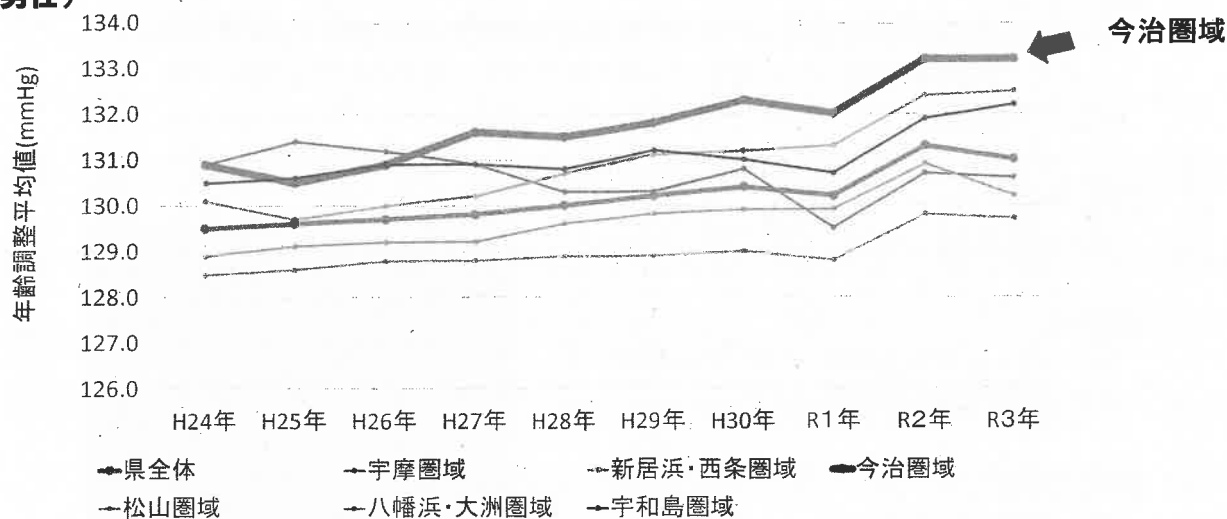


出典: 令和6年度 愛媛県ビックデータ活用県民健康づくり事業データ分析報告書

04

収縮期血圧の年齢調整平均値の年次推移

(男性)

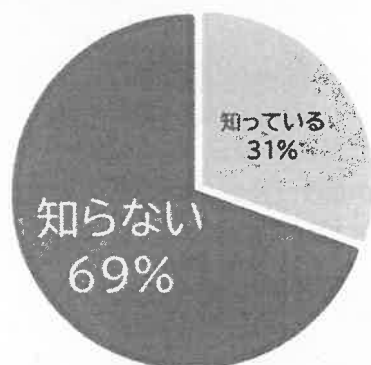


出典: 令和6年度 愛媛県ビックデータ活用県民健康づくり事業データ分析報告書

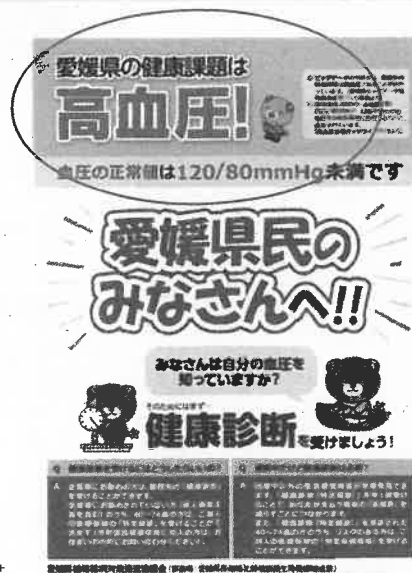
05

健康課題の認知度

愛媛県健康課題が「高血圧」であることを知っていますか。



出典: 令和4年度 愛媛県県民健康調査結果報告書



06

【取組1】高血圧予防対策普及啓発イベント

■目的

愛媛県健康課題「高血圧」について、今治保健所管内の現状について周知するとともに、その予防方法等について、広く県民に周知し、個人の生活習慣病予防行動につなげる。

■実施日

令和7年9月13日(土) 10:00~15:00

■場所

イオンモール今治新都市 1階 きらめきコート
(今治市にぎわい広場1-1)

■来場者数

受付者数 364名



07

塩分摂取量チェック

自分が食べた料理を選んで、
塩分量をチェックしてみよう！
(実施人数：57名)



スモーカーズフェイス

タバコをすうと5年後、10年後
の自分の顔はどうなるのかな？
(実施人数：77名)



パネル・ポスター展示

- ・高血圧の現状、高血圧とは？
- ・塩分摂取の状況と減塩の方法 等・・・



08

【取組2】愛顔のハート・学び体験

■目的

県の健康課題である「高血圧」の予防は、子どもの頃から意識づけが重要である。

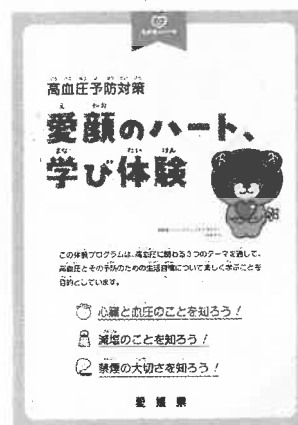
子どもとその保護者を対象に、高血圧に関わる「心臓と血圧」「減塩」「禁煙」の3つのアクティビティからなる体験プログラムを実施することにより、高血圧とその予防のための生活習慣について理解することによって、子どものみならず家族の長期的な生活習慣病予防行動につなげる。

■対象

小学校5～6年生の親子 等

■プログラム内容

- (1)「心臓と血圧」…心臓と血圧のことを知ろう！
- (2)「減塩」…減塩のことを知ろう！
- (3)「禁煙」…禁煙の大切さを知ろう！



09

【減塩】

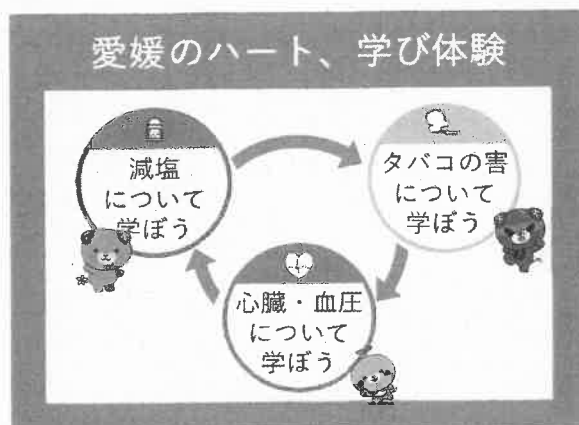
塩分の高い食事や偏った食事が生活習慣病につながり、高血圧から心臓に悪い影響をもたらすことを認識し、減塩やバランスの良い食事の大切さを知る

- ・塩分を摂り過ぎると血圧はどうか
- ・1日に摂ってよい塩の量を量って見てみよう
- ・減塩のためにできること
- ・塩分の目標量

【禁煙】

喫煙がもたらす健康への影響を理解し、生活習慣病や循環器病の予防のための禁煙を啓発する

- ・タバコの煙の中の「体によくないもの」は何種類でしよう
- ・タバコの害について
- ・肺にタールがたまるとどうなるの
- ・タバコを吸うと起きる肺の病気
- ・呼吸しづらくなることを感じてみよう
- ・タバコを吸うと将来の自分の顔はどうか



【心臓と血圧】

高血圧がもたらす血管への影響を理解する

- ・心臓の働きは
- ・血圧とは
- ・高血圧とは
- ・血圧を測ってみよう
- ・高血圧になると
- ・動脈硬化とは
- ・高血圧の血管を見てみよう

10



「減塩」

- ・料理の塩分はどのくらい？（上）
- ・1日の塩分量を量ってみよう！（上）



「心臓と血圧」

- ・心臓の重さはどのくらい？（左）
- ・動脈硬化になるとどうなるの？（下）



「禁煙」

- ・タバコを吸うとどんな顔になる？（左）
- ・肺にタールがたまるとどうなる？（下）



11

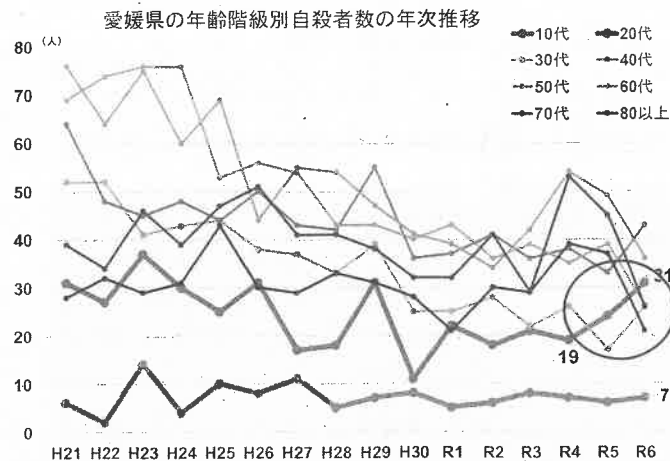
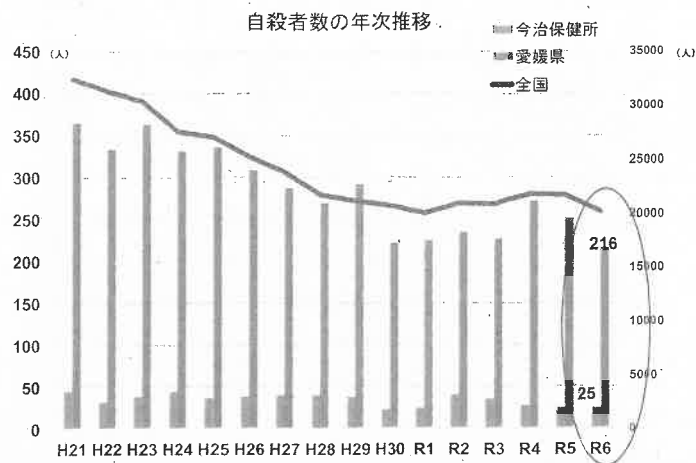
若年層の自殺対策 について

精神保健係

12

自殺の現状 ① 自殺者数の年次推移

R6年の愛媛県自殺者数は、216人（前年比－34人）、今治保健所管内は25人（前年比±0）です。
本県の年齢階級別自殺死亡者数は、ほとんどの年齢階級で低下している一方で、10～20歳代は上昇傾向にあります。



▲ 警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）確定値

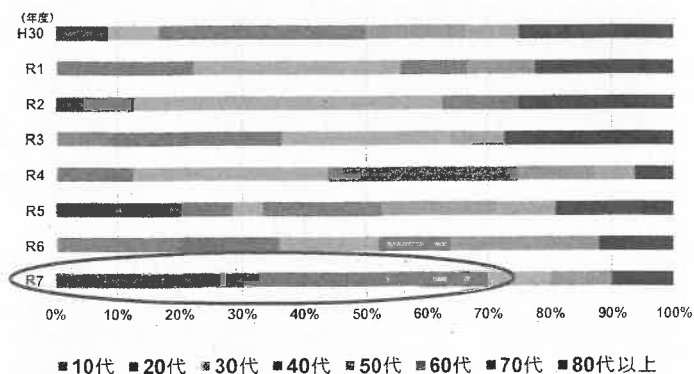
▲ 警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）確定値

13

自殺の現状 ② 今治保健所管内の若者の状況

自殺相談窓口連絡票（自殺未遂者）では、R5年以降、10代、20代の情報提供が多く、過量服薬が多い。

自殺相談窓口連絡票の状況



※ R7年は10月末現在

自殺相談窓口連絡票における自殺未遂の手段の状況

	過量服薬	切創・刺創	首つり	飛降り・飛込み	練炭	その他
R6年度	11	4	1	2	1	6
R7年度	9	0	0	1	0	0

※ R7年は10月末現在

14

こころの健康づくり・啓発活動

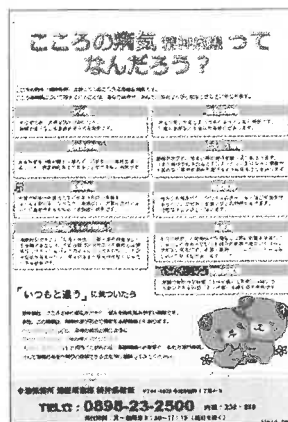
若者が悩みを抱えたときに相談しやすい環境づくりを進めています。
思春期向けのリーフレットを活用し、こころの病気に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実を図っています。

□ 啓発用リーフレットの作成

思春期向けリーフレット「こころの病気ってなんだろう？」
を新たに作成
管内の中高等学校へ、健康教育等の機会に配布

□ 若い世代に向けてのメッセージ

- 精神疾患は身近な病気
- 学生時代に発症しやすい
- 早ければ早いほど回復の可能性が高い
- 高校保健体育にも項目が復活
- R6年運営協議会のご意見を参考にしました！



▲ 啓発用リーフレット

15

関係機関連携・地域ネットワークづくり

悩みを抱える若者を早期に支援できるような地域ネットワークづくりを進めています。
若者の支援に携わる地域の支援者を対象に、自殺未遂者支援研修会を開催しました。

□ 自殺未遂者支援研修会

日 時 令和7年10月8日(水)開催
講 師 河邊 憲太郎医師(愛媛大学大学院 児童精神科医)
内 容 話題提供「今治地域の自殺の現状」
講演「若者の自殺とオーバードーズの現状・支援」
グループワーク

□ 講演より

- 自傷行為を繰り返す子どもの背景には、家庭環境やSNSの影響が大きい
- 10代の薬物使用は市販薬が急増。SNSでの情報交換、レポートしている子どもも多い
- 子どもを取り巻く環境は大人世代とは違う。生きづらさを抱える子どもが増えていることを知っておくことが大切

□ グループワークより

- 関係機関との顔つなぎが大切
- 自殺予防対策として、環境整備も重要
- 学校との連携の必要性を感じるが、ハードルが高い



▲ 自殺未遂者支援研修会

16

若者に向けた教育・研修

学校や大学でのメンタルヘルス教育を支援し、若者自身がストレス対処法を学ぶ機会を提供しています。
若年層支援者（学校教員など）向けに、認知行動療法などの手法を用いた研修も実施しています。

□ がんばるあなたへ贈るこころのメンテナンス講座 ～ストレスと上手く付き合おう！セルフケア&相談のヒント～

日 時 令和7年11月12日（水）開催
場 所 岡山理科大学 今治キャンパス
対象者 学生および教職員
内 容 大学生の自殺の現状・若年層がかかりやすいこころの病気
ストレス対処・セルフケアについて
ゲートキーパーについて

□ 参加者アンケートより

- セルフケアの方法がわかった
- 身近に悩んでいる人がいた際の対応の仕方が理解できた
- 4年間の心のモヤの謎が解決した
- うつ病のカウンセリングを受けたと思った

□ 今治看護専門学校の講義

- 若者自身が心の問題について考え、心の健康を維持するために適切な対応が行えるよう、自殺の現状やゲートキーパーに関する内容を講義に盛り込んでいます。

生活衛生課の業務

今治保健所生活衛生課

生活衛生課の業務

生活衛生係 (2名)

- 生活衛生関係施設
許認可・監視指導(理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場、旅館・興行場)
- 動物の愛護及び管理、狂犬病予防
飼犬・飼猫等の適正飼養の指導
- 建築物における衛生的環境の確保
特定建築物の届出、事業登録等
- 各種免許
免許事務(調理師・ふぐ取扱者・クリーニング師、製菓衛生師)

食品監視グループ (3名)

- 食品営業施設に関すること
許認可、監視指導、食中毒、違反食品対応等
- 食品表示に関すること
- 食の安全・安心総合相談窓口対応
- 食品衛生知識の普及啓発
食品関係営業者・消費者等へ啓発(講習会等)

主要事業

- 人と動物の共生推進事業について
- 食の安全・安心対策について

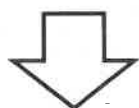
3

人と動物の共生推進事業について



犬猫に関する問題

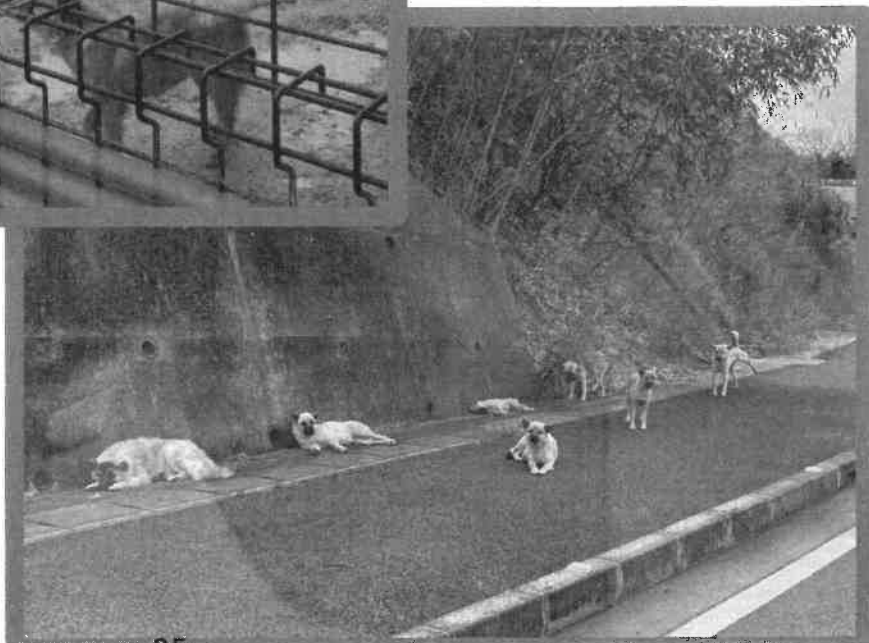
- ・犬猫の殺処分
- ・捨て犬、捨て猫
- ・飼い主のいない猫への餌やり
- ・多頭飼育崩壊
- ・虐待、ネグレクト
- ・近隣迷惑な飼い方



R3～R5年度：地域協働動物共生社会づくり事業

R6～R8年度：人と動物の共生推進事業

- ・啓発
- ・関係機関との連携



人と動物の共生推進事業

目的

犬猫の送致頭数が県内有数の今治圏域において、地域が一体となって、飼い主のいない動物による生活環境の悪化を防止するため、岡山理科大学、獣医師会、今治市、今治保健所など学・産・官が連携し、地域の主体的な活動を推進することで、人と動物が共生できる豊かな地域社会の構築を目指す。

事業概要

1 人と動物の共生推進会議

岡山理科大学、今治市(動物愛護管理・福祉・教育担当)等の関係機関と協働し、人と動物の共生社会づくりに向けた事業推進に繋げる。

2 動物愛護教室の実施

岡山理科大学等と連携し小学生等を対象に動物愛護教室を実施

3 飼い主、エサを与える者への啓発

- (1) 飼い犬、飼い猫の正しい飼い方を周知
- (2) 動物に関する正しい知識と適切なかわり方を周知
- (3) エサを与えることの影響を周知
 - 飼い主のいない猫の増加→近隣迷惑
 - 野犬による人への危害(狂犬病予防)

4 重点地区での対策・啓発

無責任にエサやりをする者が多い地区での啓発
看板設置、ちらし配布、地域住民との検討協議

人と動物の共生推進事業(今治保健所) R6～R8年度

餌やりした猫に責任を持っていますか？

1匹の猫が3年後には2000匹以上になります
糞尿等で周りに迷惑をかけていないかよく考えてみましょう



1頭のメス猫が...

1年後には20頭以上

2年後には80頭以上

3年後には2000頭以上

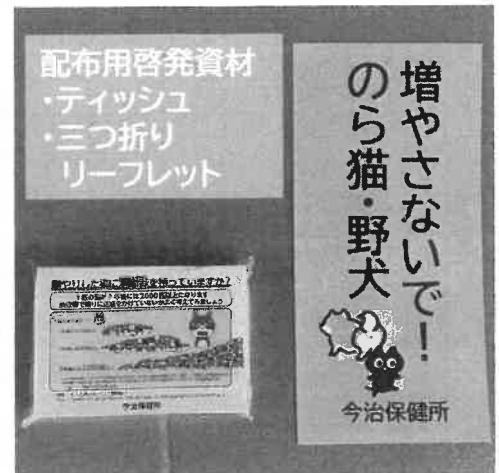
*メス猫は生後4～12ヶ月で子猫を産むようになり、年に2～3回出産可能とされ、1日に1～8頭ほどの子猫を産みます。
*犬も産む数は多いですが同様です。メス犬は生後6～9ヶ月で子犬を産むようになり、年に2回出産可能とされ、1回に1～10頭ほどの子犬を産みます。

出典：「もっと飼いたい？」(環境省)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2305a.htmlより

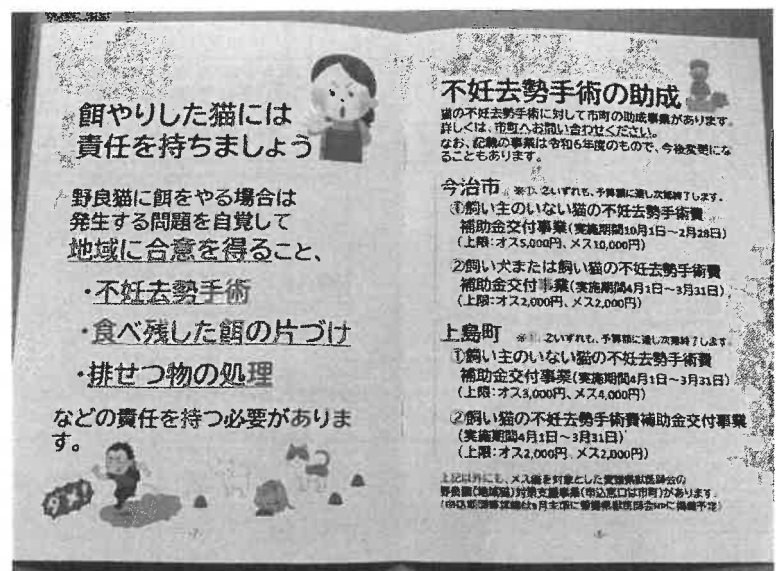
人と動物の共生推進事業(今治保健所) 周知啓発の例

フジグラン今治、岡山理科大学、そよら今治店で配布(約1750部)



人と動物の共生推進事業(今治保健所)

すでに餌を与えて問題が起こっている場合の共助事例集



人と動物の共生推進事業(今治保健所)



苦情対応地区マップの作製



動物ふれあい教室の実施

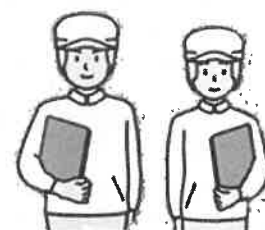
食の安全・安心対策について



今治保健所管内食品監視件数

年度	分類 ²⁾	監視対象 施設数	監視 計画数	監視 実施数	監視率 (%)
令和 6年度	重点施設	740	419	456	108.8
	一般施設	2,936	734	880	119.9
	計	3,676	1,153	1,336	115.9

「重点施設」とは、食中毒事故の発生頻度が高い又は発生時の影響が大きいと考えられる施設（大量調理施設、広域流通品製造施設など）



食品監視グループの業務

● 食品表示に関すること (件)

	相談件数	立入検査数	収去検査数	指導数
R6	24	1907	104	0

● 食の安全・安心総合相談窓口対応 (件)

	有症苦情	衛生不備	異物混入	その他
R6	17	3	5	3

● 食品衛生知識の普及啓発 (件; ()内は人数)

	講習会(事業者)	講習会(消費者)
R6	6(337)	4(87)



食品製造施設への立入調査



愛媛県の食中毒発生状況



令和7年度

番号	発生日	原因施設	喫食者	患者	原因食品	病因物質	摂取場所	調理
1	4月7日	今治市	98	39	会食	ノロウイルス	飲食店	飲食店
2	6月20日	今治市	98	19	施設で調理提供された食事	サルモネラ属菌	施設	施設
3	7月2日	伊予市	122	89	弁当	サルモネラ属菌(O9群)	事業場等	製造所

令和6年度

番号	発生日	原因施設	喫食者	患者	原因食品	病因物質	摂取場所	調理
1	7月15日	今治市	73	13	会食	カンピロバクター	飲食店	飲食店
2	9月24日	四国中央市	6	5	会食	カンピロバクター	飲食店	飲食店
3	11月17日	宇和島市	38	11	会食	サルモネラ属菌(O7群)	飲食店	飲食店
4	1月25日	今治保健所管内	25	12	会食	グア・セプテンブクタータ	飲食店	飲食店
5	2月24日	今治保健所管内	19	13	ヒラメの刺身	グア・セプテンブクタータ	家庭、飲食店	飲食店
6	3月3日	新居浜市	9	4	会食	ノロウイルス	飲食店	飲食店
7	3月31日	西条市	30	16	焼きガキ	ノロウイルス	イベント会場	イベント会場

環境保全と廃棄物対策について



令和7年12月3日（水）
今治保健所環境保全課

1

目次

- 1 環境保全課の所掌事務について
環境保全係について
廃棄物指導係について
- 2 廃棄物対策の現状について
- 3 オンライン会議システムを利用した
水道の巡回指導について

環境保全課の所掌事務について

○環境保全係

- ・ 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染等の規制に関すること
- ・ 公共用水域及び地下水の水質保全に関すること
- ・ 工場・事業場等の監視指導に関すること
- ・ 化学物質等の管理指導に関すること
- ・ 水道に関すること

○廃棄物指導係

- ・ 産業廃棄物処理業の許可に関すること
- ・ 一般廃棄物に関すること
- ・ PCB廃棄物に関すること
- ・ 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること
- ・ 土砂条例に関すること
- ・ 自動車リサイクル法に関すること
- ・ 災害廃棄物に関すること

など



3

環境保全係の業務について

- ①大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の規制に関すること
- ②公共用水域及び地下水の水質保全に関すること
- ③水道に関すること



4

廃棄物指導係の業務について

①廃棄物の不法投棄等の防止に関すること

②土砂条例に関すること



5

廃棄物対策の現状について

- ・ 事例紹介（施設火災、野外焼却）
- ・ 立入調査（特定事業場、PCB保管、医療監視）
- ・ 採水業務（最終処分場）

事例紹介（施設火災）

伯方警察署提供



発災日：令和7年10月5日

概要：

- ・宮窪町の産業廃棄物処理施設において、出火し、廃プラスチック類や金属くずなどを焼いたもの。
- ・その後、事業者は消防へ通報を行うとともに、到着まで自主消火を実施。
- ・出火原因は不明。



事例紹介（野外焼却）



立入調査（特定事業場）



立入調査（PCB保管状況）

保管場所



保管状況



立入調査（医療監視）



採水業務（最終処分場）



オンライン会議システムを利用した 水道の巡回指導について

【経緯】

- 令和3年11月：デジタル行政臨時行政調査会の設置
- 令和4年6月：調査会は「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定
⇒目視規制、実地監査規制等、7項目の
アナログ規制等に関する法令の点検、
見直し
- 令和5年3月：水道法においても目視規制、定期検査・
点検規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し

水道法における目視規制の見直し

- 令和5年3月31日付け薬生水発0331第17号
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知
「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」
への水道法令における対応について」
- ⇒職員が行う立入検査の実施方法は、事務所等
に立ち入って検査する従前の手段のほか、
オンライン会議システム等を活用した
オンライン方式による手段も含まれる
ものとする。

水道施設の巡回指導について

- 水道施設の巡回指導は、昭和36年9月4日付け環発第
134号 厚生省環境衛生局長通知「水道および飲料水供給
施設の巡回指導要領について」に基づき、実施している。
- これまでは、水道事業者の担当職員と保健所職員が現地
に訪問し、管理状況等を確認してきた。

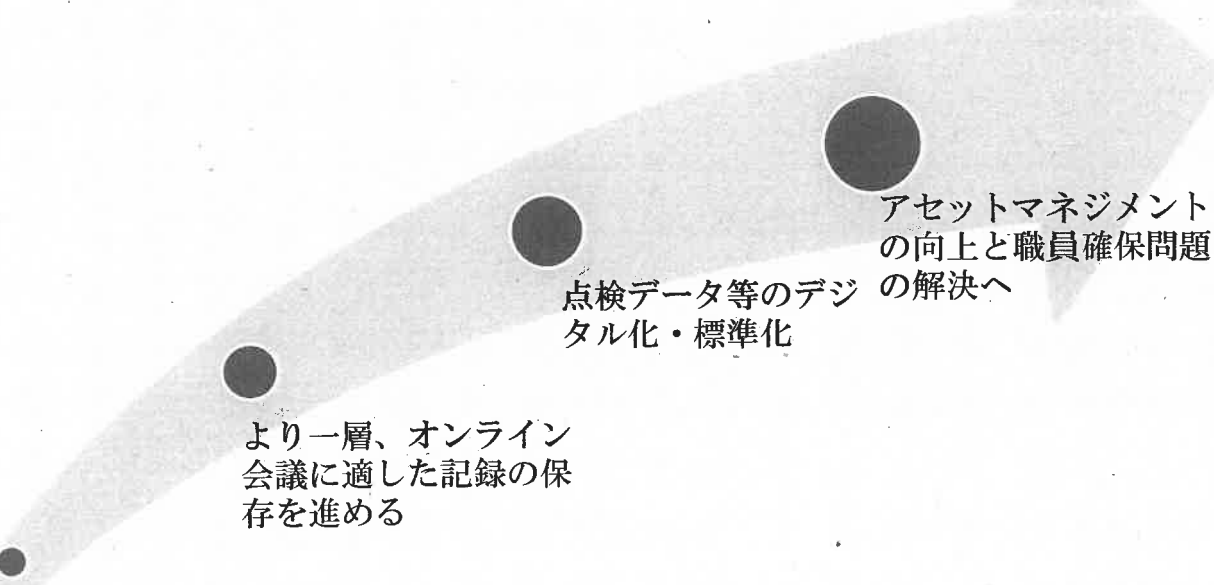
各施設：年1回

施設数：116施設

水道施設の巡回指導にオンライン方式の導入において検討した事項について

- ・巡回時の確認事項の見える化
⇒ 現地で確認・聴取していた事項を事前調査票の形で水道事業者から提出し、調査票をもとにオンライン会議で確認する方式に変更
- ・機密事項への配慮
⇒ オンライン会議で巡回指導を行うにあたり、機密事項については別途やり取りするなど、機密事項の取扱いについては十分配慮

オンライン化によるメリット及び今後の展望について



巡回指導の効率化（日数減 8 → 6 日間、1 日当たりの対応時間減）と管理体制の見える化

より一層、オンライン会議に適した記録の保存を進める

点検データ等のデジタル化・標準化

アセットマネジメントの向上と職員確保問題の解決へ

